

第十章 檢地の実施と貢租の誅求

第一節 気多郡における検地の実施

近世初期の検地

さきにみた近世幕藩体制の確立の過程は、封建的な近世農村社会における封建的土地区画の確立の過程でもあった。幕藩体制の基礎は、村を単位に石高を基準とした年貢の賦課が定められ、農民（百姓）が一地一作人の原則のもと、封建的な身分で縛りつけられた年貢負担者としての役割を背負わされたところにある。それを実現せしめたものは検地の実施であつた。

太閤検地は、まず初期の段階として信長検地という時期があつたとされている。それは丹後、丹波などでも天正九年（一五八一）に実施されている。山崎の合戦以後、天正十年（一五八二）からは秀吉の全国統一事業の進行と共に、太閤検地が全国的に実施されてゆく。そして但馬地方においても、当然その過程において、検地が実施されていったことは疑いない。しかし、当時の社会は地域差が多く、発展も不均等であったから、必ずしも同時一斉に行われたというわけではないとみられる。それでは一体、この地方において、検

地はいつ行われたのであるうか。

『浜坂町史』によれば、浜坂地方においては、検地は、文禄三年・元和三年・寛永四年・延宝年間・貞元年・宝曆三年・文政二年などに行われ、新田開発分の検地は、元禄二年・明和六年・安永二年・天明三年・寛政五年・文政二年・文久二年などに行われたという。

『八鹿町史』によれば、八鹿地方においては、生野代官所領では検地は慶長五年に検地した形跡があり、元和二年から全領域内ではじめられており、出石領では寛永末から正保年間へかけて検地が行われたといふ。

氣多郡の村々の検地の資料として、最も古く出てくるのは、寶永三年（一七〇六）の村明細帳の中で「羽柴美濃守様御改之由承伝候へ共、御水帳無_ニ御座_ニ候故、反別不_レ奉_ニ存知候」（頃垣村）、「羽柴美濃守様御檢地之由承伝候へ共、御水帳無_ニ御座_ニ候故反別石盛不_レ奉_ニ存候」（柄本村）とあり、いずれも羽柴美濃守が検地をしたと伝承している。頃垣村も柄本村も、共に天保年間仙石騒動により上知されるまで出石領であった村である。羽柴美濃守秀長は天正八年（一五八〇）但馬征伐以後秀吉により但馬国守に任せられ、天正十三年（一五八五）に前野但馬守長康と交替したとされているが、但馬と共に播磨の国守でもあった。そして、太閤検地の実施過程の中では、播磨の国は天正八年（一五八〇）十年（一五八一）十三年（一五八五）といふ非常に初期の段階において検地が実施されていることが知られている。（藤野保『新訂幕藩体制史の研究』）羽柴美濃守が頃垣村や柄本村を検地したという伝承が残っていたことは、播磨国において検地を実施したことの時期において、但馬においても歩調を同じくして検地が実施されていたことを推定させるものである

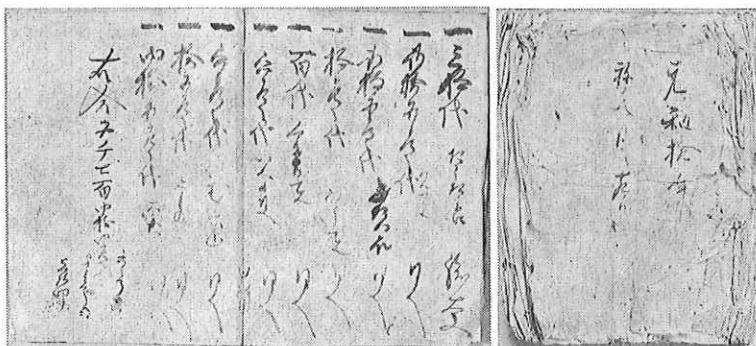


写真126 元和10年 椒村名寄帳（竹野町 富森一雄文書）

う。

してみれば、この羽柴美濃守による天正検地は、文禄以前において既に但馬において実施された初期太閤検地として注目すべき例といえる。しかし、水帳は残されていないし、反別も石盛も分らないという。そして両村共、宝永元年（一七〇四）に松平伊賀守により検地が行われ、村高はそれによるということは、或は古い資料が当時の領主交替に際して意識的に煙滅させられていった疑ももたれないわけでもないが、残念ながら以上のこととは分らない。

次に古い検地に関する資料としては、小出大隅守領の椒村の元和十年（一六二四）の名寄帳が、富森一雄文書の中に残っている。この名寄帳の記載の仕方をみると、一筆毎に、まず石高を、そく（束）、しろ（代）の単位でかかげ、その下に所在地の小字の名称、その下に所持人の名前が記載されているが、名寄（なよせ）の形式で、百姓毎にまとめて書き上げられている。

その集計を大高持の順に並べると次の如くなる。

- | | | | |
|--------|--------------|-----------------|-------------|
| 1
2 | 六郎二郎
与三二郎 | 一六一（束・代）
一六〇 | 一八（筆）
一六 |
|--------|--------------|-----------------|-------------|

第十章 検地の実施と貢租の誅求

19	18	17	16	15	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3
三郎二郎	太郎四郎うせ人	三郎太夫	新二郎	三郎左衛門	彦右衛門	彦三郎	六郎二郎内、 二郎太夫分	彦七郎	弥左衛門	孫太夫	勝左衛門	四郎左衛門	助太夫	五郎太夫	彦四郎	
五	一〇	一〇	四八	一九六	一九九	二〇五	二一〇	二一八	二四〇	二四五	二六二	二六五	三三三	三七九	四一一	六一八
一一一	一二九	七三	三四	四六	七九	七九	七八	八九	一七							

以上合計、五千七百七十四（束代）百三十六（筆）。

一束 \parallel 一代で、一束は稻八把、一把は稻を手に一握りほど、百代の米は一石三斗一升づつの割合であるとされる。

右の名寄帳の上に現われてくる百姓の名前をみると、六郎二郎・与三三郎・二郎太夫・五郎太夫・太郎四郎・三郎二郎、などの明らかに中世的な名前が多く残っており、更に、二郎太夫分（11）・六郎二郎内、彦三郎（12）・太郎四郎うせ人（18）といった記載があるのが、初期本百姓の歴史的性質を明らかにするてがかりとして注目をひくところであろう。

上位の者の石高を計算してみると、六郎二郎の石高は、拾五石武斗余、与三三郎の石高は九石九斗余、彦四郎の石高は八石一斗弱となるのであるが、この上位三名が帳面の末尾に連判をしている。

この名寄帳の末尾に更に追加して、「寛永十七年十三日さん用（算用 \parallel 計算）」と記した一枚があり、それには六筆につき記載があるが、「大ながれ」とか「少々」とかの記載があるものがあるから、これは水害流失などにより訂正検地を行つたものとみられる。

椒村は、文禄四年（一五九五）より出石領主小出大和守の支配下に入り、慶長九年（一六〇四）より小出大隅守三尹の所領となり、須谷奉行所の支配をうけ、元禄九年（一六九六）より生野代官所領となつた村である。この村では古考は現在でも「そく」「しろ」という用語を使用し、その意味を理解している。大正の頃には一束から玄米が五升とれればよい方だとされていたといふ。

元禄九年（一六九六）に、椒村から生野代官所に提出された報告書には、庄屋、年寄十人につき、何年前

からその役目を勤めていたかが書上げられている。それによると、椒中村の谷右衛門と、椒下村の五郎左衛門は共に百年余り代々庄屋役目を勤めているといい、共に高は十石余である。谷右衛門は富森家の祖であるが、五郎太夫を継いでいるそうである。その他、前掲の名寄帳の中のどの百姓と系譜がどうつながるか不明である。(尚、後述第十一章第二節十五ヶ村農民階層構成一覧表中の椒中村の分、参照)

さて次に、三番目に古い検地に関する記録としては、羽尻村において、「寛永年中、生野御代官中野吉兵衛検地」(羽尻村、明治七年、取調帳)があつたという。

羽尻村は、阿瀬金銀山の所在地であつて、古くから生野の支配下に入り、特殊の沿革を経た、代表的な古料の村である。代官の中野吉兵衛は、寛永十年(一六三三)から慶安三年(一六五〇)までの任期であった。寛永年中の検地というから、寛永十年から寛永二十一年までの、寛永年代の後期において、検地が実施されていることになる。

但馬地方の検地は、寛永年間においてはすでに全般的に完了をみており、全但の村々の石高につき全但資料が把握できるものとなつていて、この中野吉兵衛の検地に関する伝承もその裏付資料の一つということができる。

次に、第四番目に古い検地の例として、猪爪村の例をあげることができる。

猪爪村の宝永七年(一七一〇)の村明細帳の中には、「杉原四郎兵衛殿御検地ニ御座候」とある。猪爪村は慶長年間より豊岡城主杉原伯耆守長房の所領となり、引き続き慶長年間より旗本杉原四郎兵衛長氏の所領となつた。寛政重修諸家譜によれば、杉原四郎兵衛正永(正長)は慶長十一年(一六〇六)

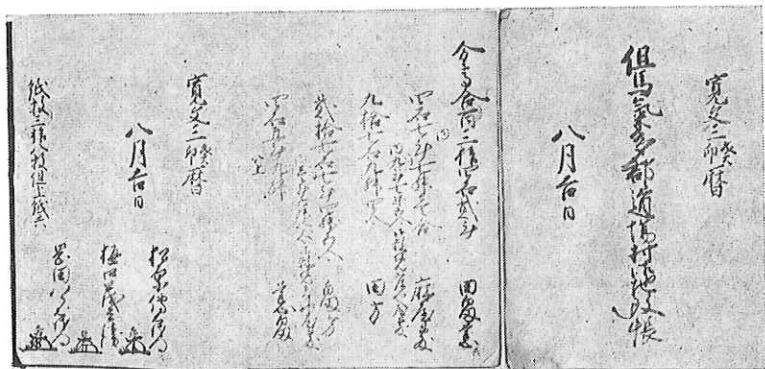


写真127 宽文3年 道場村御地改帳（道場区文書）

杉原四郎兵衛長氏の遺跡を繼ぎ、寛文十年（一六七〇）七十五歳で死んだといふ。おそらく猪爪村においても寛永年間までに、他の村々の検地と並行して、検地が行われたのである。

補充訂正の検地 その後も、氣多郡内において、検地が行われた例は、いろいろな記録にあらわれているが、次に判明しているものの年代と村名とその時の所領をかかげておく。

寛文元年（一六六二） 松岡村（出石小出領）

寛文三年（一六六三） 道場村（出石小出領）

寛文八年（一六六八） 伊府村（旗本石川領）

寛文十一年（一六七一） 河江村（旗本杉原四郎兵衛領）

寛文十二年（一六七二） 森山村・庄境村（豊岡京極領）

寛文十三年（一六七三） 浅倉村（出石小出領）

延宝四年（一六七六） 伊福村・庄境村・野村・知見村・上郷

村・久田谷村・篠垣村・佐田村・十戸村・三原村・久斗村（豊岡京極領）

天和三年（一六八三） 稲葉村（豊岡京極領）



写真128 元禄4年 殿村検地水帳（多田辰夫文書）

尚、この検地帳の記載は享保十七年の稻葉村対水口村の山論が起った時に稻葉村に有利な証拠として大いに利用されている。

（第十二章、第四節参照）

元禄二年（一六八九）

栗山村（豊岡京極領）

元禄四年（一六九一）

殿村（旗本八木勘十郎領）

元禄七年（一六九四）

海老原村（出石小出領）

宝永元年（一七〇四）

比垣村、柄本村、松岡村（出石松平伊賀

守領）

正徳二年（一七一二）

野村（豊岡京極領）

正徳三年（一七一三）

野村（豊岡京極領）

延享三年（一七四六）

知見村（生野領）

寛延二年（一七四九）

三原村（生野領）

寛延三年（一七五〇）

知見村（生野領）

明和三年（一七六六）

羽尻村（生野領）

明和四年（一七六七）

藤井村、稻葉村（久美浜領）

正徳年間の野村の検地は新田の検地のための竿入である。宝永元年（一七〇四）の比垣村、柄本村、松岡村の検地は、出石松平伊賀守領のものである。

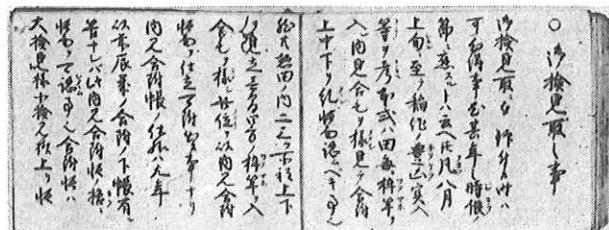


写真129 御検見取之事（国谷達一文書）

では「伊賀守様御役人沢井新兵衛殿御改、御免状に載、但し御水帳は不レ被レ下候」とある。従つてこの新畠開発分の検地は、検地帳は作成せず、年貢の割付免状に記載されて処理されたのである。

又、明和三年の羽尻村の検地は「無高入新田検地」である。新田開発の分を生野代官平岡彦兵衛が検地し

たのであるが、この分は村高に算入していない。

検地のほかに、毎年の収穫量の算定には検見（けみ）が行われた。

海老原村「御検見之義、御奉行方當村へ御越被レ成タル義無_ニ御座候」（宝永三年、差出帳）

椒村「御検見之義、只今迄ハ大検見ニ而御座候」（宝永三年、差出帳）

板本村「御検見之義、大検見ニ而御座候。惡年ニハ百姓より損毛書付を以、御檢分被レ為レ成候」（宝永三年、差出帳）

比垣村「御検見之義、只今迄ハ大検見ニ而御座候。惡年ニハ惡作書付ヲ以、御檢分請申候」（宝永三年、指出帳）

伊福村「當方田方御検見之節ハ、内見間竿、六尺三寸竿、前々より用來り候」（明和九年、差出明細帳）

坪刈をして実収量を算定する方法が検見である。竿が長いと一坪当の面積が大きくなるので、検見体を検えねり候

坪刈をして実収量を算定する方法が検見である。竿が長いと一坪当の面積が大きくなるので、検見体を検えねり候

きくなり収量の算定が重くなる道理である。代官みづからの見分が大検見である。
大検見の一行為は、なかなか大掛りなものであつた。

「先触 覚

一、人足十七人。内、二人、具足継一荷。一人、合羽籠一荷。四人、長持一棹。八人、駕籠三挺。二人、両掛二荷。

一、馬一疋。

右は当田方、検見の為、主馬儀、明後廿九日曉六ツ、丹後国久美浜陣屋出立、作州（美作、岡山県）下町陣屋へ相越され候条、宿村々において書面之人馬差出、支配所之外は御定貢の義、請取の遲滞なく継立、渡船、川越等これ有る場所は、前宿より通達に及び、差支なく取計り、且、休泊之義は、追而の通相心得、決して差支無く取計うべく候。此先触、早々順達、下町陣屋へ相届けらるべく候。以上

未（天保六年、一八三五）八月廿七日

和田主馬（久美浜代官）手代 柏木甲介

同人手附 奥野新三郎

丹後国久美浜より、但馬国佐野村、播州山崎町、平橋村通、作州下町迄

右村々役人中

（休泊村附中略）追而、休泊にては上下十一人分、賄用意いたし、尤、休、泊り共、成丈け一軒の積、用意致さるべく候。以上。

〔伊福村庄屋、市良右衛門、御用書留帳、赤木重道文書〕

毎年検見を実施するのを避ける方法として定免の法があった。これは過去数年間の租額の実績の数字を平均して、一定の年貢の高を定めておいて、この一定の免（貢租賦課米）を、豊凶による年収の実収高いかんによらずに徴収する方法であった。幕府の政策としては、八代将軍吉宗（正徳六年、一七一六年延享二年、一七四五、在職）の享保の改革による財政再建策として、従来の検見取を定免に改めて収入の安定をはかり、貢租率も四公六民から五公五民に引上げ、新田開発も大いにすすめたという。そしてその辞職後間もない寛延二年（一七四九）には全国的に定免制が全面的に施行されたといわれているが、右の伊福村や殿村の例によれば生野代官所領でありながら、それ以後の時期にあっても定免の法によらずに検見によった例もある。幕府の年貢取立政策は時期によりいろいろ変化したのである。

又、検地に反対して、激しい百姓一揆がひき起された例も、全国的には少なくないけれども、当地方においては検地反対の目的で強訴や暴動などにまで発展したケースは今のところ見当らないようである。

第二節 村高と貢租率

氣多郡全体の村別石高

近世の村が成立した過程は村切りといわれている。近世の村は近世幕藩体制の基本的な支配単位であって、年貢徴収の基礎組織であり、村ごとに耕地ごとに定められた石高の集計である村高がきまっていた。村高は江戸時代の全期間を通じて変動がなかった村もないで

はないが、ほとんどの村ではなんらかの増減訂正がなされている。

次に、村別の石高変遷一覧表をかかげることにするが、まず気多郡全部の村々および養父郡浅倉村赤崎村二ヵ村分につき入手できた数字を示そう。(表18)。寛永十六年(一六三九)は出石町宗鏡寺所蔵『校補但馬考』原資料所収「但馬国中御知行高帳控」により、江戸中期の分は同右原資料所収「但馬国高一紙」により、天保三年(一八三二)は同右原資料所収「天保郷帳」により、明治五年(一八七二)は「三大区村高并無地調帳」(河本洋一文書)によった。

表の中、江戸中期の分は櫻井勉氏の補註によれば享保十一年以後天保六年以前の時期の数字であると推定されているが、それ以上の年代の特定はさけられているので、ここでは「江戸中期」としてかかげた。なお、右のほか、わが日高町内に現在残されている近世村高の資料には次のものがあることを附記していく。

①年度不明「村高」。氣多郡八十一ヵ村分、石井村市良左衛門が文政十三年(一八三〇)に写しておいたもの。石高のみ。

②幕末「生野付久美浜付、但州御料所一村限高附」七十二ヵ村分、知見村楽々舎写(垣谷文書)。生野久美浜領に限られるため、出石藩領旗本領を欠く。石高のみ。

③明治初年「久美浜県御支配下、氣多郡邑々高帳」七十九ヵ村分(上坂文書)。一部旗本知行所分を欠く。石高のみ。

以上が氣多郡全体の村別の石高についての資料のすべてである。

第十章 検地の実施と貢租の説求

伊 三 荒 竹 藤 山 水 国 石 弁 夏 久 道 久 久 地 岩 宵 江 日 多

野 芝	分	布 布	斗 斗	田
	西 東			西 東

府 所 川 貫 井 本 上 寺 立 組 組 栗 谷 場 組 組 下 中 田 原 置 谷

三五四、 三三三、 六二四、 二二八、 一三六、 一六四、 二四六、 二六九〇	一九三、 一四九、 三五〇、 七五二、 二九七、 三〇四、 一〇四、 一〇一四	二八一、 六五、 四八五、 三八四、 三九四、 〇一四、 一〇二、 三〇二	一七〇、 一五三、 三〇二、 三四〇、 一七〇、 〇一七、 一七〇、 〇八五	四六〇、 二八三、 七二、 五一六、 五一三、 二二七、 一二七、 〇一四
--	--	--	---	--

三五四、 三三四、 六二〇、 二二八、 一三〇、 一六三、 一六七、 一六〇、 一六〇	一四六、 五五、 六六〇、 六六二、 一七七、 一七八、 一八八、 一八〇、 一七九	四二九、 二九、 三一九、 三一九、 二五八、 二一七、 三一二、 五七二	一三四、 〇二〇、 三〇四、 〇六〇、 三一六、 三七七、 二五八、 五九三	一三九、 一六二、 七〇、 〇〇〇、 一七〇、 二二一、 二二七、 〇一四
---	--	--	---	--

三五四、 三三四、 六二〇、 二二九、 一三〇、 一六七、 一六〇、 一六〇	一四八、 六五、 六六〇、 六六二、 一八九、 一八〇、 一八〇、 一〇〇	四四四、 二八三、 三一六、 三一六、 二八三、 二二九、 二二九、 二二九	一三五、 三〇四、 三〇四、 三一六、 二八三、 一三七、 一三七、 一三七	一五七、 一六二、 七〇、 〇〇〇、 一七〇、 二二八、 二二八、 二二八
---	--	---	---	--

三五四、 三三五、 六二〇、 二二九、 一三〇、 一六七、 一六〇、 一六〇	一七六、 一八九、 一八〇、 一八〇、 一八〇、 一七六、 一七六、 一七六	三七六、 三八二、 三〇七、 三〇七、 三〇七、 三七六、 三七六、 三七六	五六、 五九一、 〇六〇、 九三四、 三三六、 二八六、 二八六、 二八六	一五八、 一六四、 七〇、 〇〇〇、 一三三、 一五八、 一五八、 一五八
---	---	---	--	--

第三部 近世

村名	寛永十六年(二六三九)	江戸中期	天保三年(二八三二)	明治五年(二八七二)
垣塙	一一三、〇二〇 石	二〇九、五一〇 石	二一五、三四〇 石	一二四、八六八 石
山山	一一六、二五〇 石	二一五、三四〇 石	二一九、五六七 石	二一五、三四〇 石
音	二一四、四五〇 石	二〇一、一〇四 石	二〇一、一〇四 石	二〇八、〇三五 石
子之殿老	二三二、一〇〇 西	二三〇、九二九 石	二三九、〇三四 石	二三一、二〇〇 石
西東	二九四、五二二 西	二〇〇、九二九 石	二一九、五六七 石	二一九、五六七 石
原組組	一〇〇、八九〇 石	一〇〇、八九〇 石	一〇〇、八九〇 石	一〇〇、八九〇 石
寺山見田組組	一一三、〇二〇 石	一一三、〇二〇 石	一一三、〇二〇 石	一一三、〇二〇 石
場色本宮垣井戸境垣井口尻	一一一、〇二〇 石	一一一、〇二〇 石	一一一、〇二〇 石	一一一、〇二〇 石
萬名柄山頃石十庄猪広田羽海栗栗觀森知佐篠	一一一、〇二〇 石	一一一、〇二〇 石	一一一、〇二〇 石	一一一、〇二〇 石
出作	一一一、〇二〇 石	一一一、〇二〇 石	一一一、〇二〇 石	一一一、〇二〇 石

赤 浅	右	奈 猪 八 奥 河 小 大	椒 太 三 東 水 稲 万 山 栗
崎 倉	合	佐 谷 代 八 河 段 岡	河 栖
	計	銅 床	
一五七、 二四五	一八、 二六〇、 六三三	一一一、 一〇六、 四五〇	二一、 一九一、 七六五〇三
一九四、 〇四五	一八、 一一六、 二七六	一一一、 一〇六、 四五〇	二〇、 一八二、 三一〇〇
一九九、 〇四五〇	一九、 一九九一、 九四四	二一六、 三七七、 六四一	一四、 一四、 一六、 二七九、 一八六、 二二九、 一一二、 二五八、 一五一、 二八二、 二二三、 一一一、 二二六
三三一、 六八八	二〇、 〇四九、 九二〇	一一一、 一三七、 六四一	一七〇、 一七〇、 六〇三

表19 出石領分村別石高並貢租率變遷一覽表

村名		元禄八年（一六九五）	寶曆七年（一七五七）	明和七八年	天保八年（一八三七）西年改
石高	貢租率%	石高	石高	石高	石高
宵江	八〇、九六	八〇、九六	八〇、九六	八〇、九六	八〇、九六
日多	八〇、九六	八〇、九六	八〇、九六	八〇、九六	八〇、九六
上東	八〇、九六	八〇、九六	八〇、九六	八〇、九六	八〇、九六
野池	八〇、九六	八〇、九六	八〇、九六	八〇、九六	八〇、九六
府	八〇、九六	八〇、九六	八〇、九六	八〇、九六	八〇、九六
土	八〇、九六	八〇、九六	八〇、九六	八〇、九六	八〇、九六
松	八〇、九六	八〇、九六	八〇、九六	八〇、九六	八〇、九六
上中	八〇、九六	八〇、九六	八〇、九六	八〇、九六	八〇、九六
引	八〇、九六	八〇、九六	八〇、九六	八〇、九六	八〇、九六
土加	八〇、九六	八〇、九六	八〇、九六	八〇、九六	八〇、九六
八清	八〇、九六	八〇、九六	八〇、九六	八〇、九六	八〇、九六
鄉	八〇、九六	八〇、九六	八〇、九六	八〇、九六	八〇、九六
冷	八〇、九六	八〇、九六	八〇、九六	八〇、九六	八〇、九六
田佐	八〇、九六	八〇、九六	八〇、九六	八〇、九六	八〇、九六
久	八〇、九六	八〇、九六	八〇、九六	八〇、九六	八〇、九六
堀	八〇、九六	八〇、九六	八〇、九六	八〇、九六	八〇、九六
中市	八〇、九六	八〇、九六	八〇、九六	八〇、九六	八〇、九六
田原	八〇、九六	八〇、九六	八〇、九六	八〇、九六	八〇、九六
置	八〇、九六	八〇、九六	八〇、九六	八〇、九六	八〇、九六
谷野	八〇、九六	八〇、九六	八〇、九六	八〇、九六	八〇、九六
石芝	八〇、九六	八〇、九六	八〇、九六	八〇、九六	八〇、九六
庄上	八〇、九六	八〇、九六	八〇、九六	八〇、九六	八〇、九六
新居	八〇、九六	八〇、九六	八〇、九六	八〇、九六	八〇、九六
居場	八〇、九六	八〇、九六	八〇、九六	八〇、九六	八〇、九六
組	八〇、九六	八〇、九六	八〇、九六	八〇、九六	八〇、九六
野	八〇、九六	八〇、九六	八〇、九六	八〇、九六	八〇、九六
淵	八〇、九六	八〇、九六	八〇、九六	八〇、九六	八〇、九六
陽	八〇、九六	八〇、九六	八〇、九六	八〇、九六	八〇、九六
宮	八〇、九六	八〇、九六	八〇、九六	八〇、九六	八〇、九六
寺	八〇、九六	八〇、九六	八〇、九六	八〇、九六	八〇、九六

第十章 檢地の実施と貢租の説求

赤 浅		太東水万山栗万名柄山頃海竹国石祢夏道久地岩 四 河 栖 老 分 布 斗 東 中			
崎 倉		寺村田内口劫田野場色本官垣原貫寺立組栗場組下中			
右合計	103.41石	0.00	0.00	0.00	0.00
右合計	103.41石	0.00	0.00	0.00	0.00
右合計	103.41石	0.00	0.00	0.00	0.00
右合計	103.41石	0.00	0.00	0.00	0.00
右合計	103.41石	0.00	0.00	0.00	0.00
右合計	103.41石	0.00	0.00	0.00	0.00
右合計	103.41石	0.00	0.00	0.00	0.00
右合計	103.41石	0.00	0.00	0.00	0.00

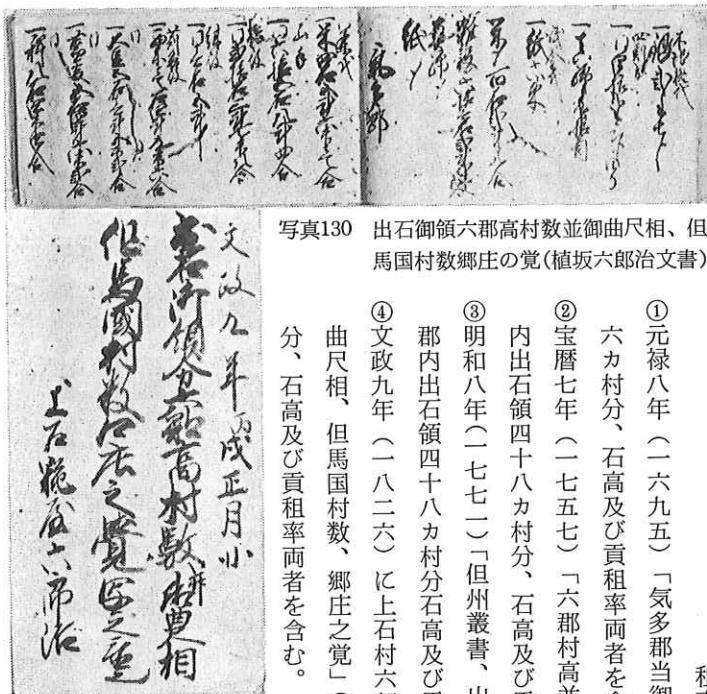


写真130 出石御領六郡高村数並御曲尺相、但馬国村数郷庄の覚(植坂六郎治文書)

出石領の村々の石高と貢租率

次に、出石藩領であった村々の村別の石高や貢租率を知る資料には次のものがある。

①元禄八年（一六九五）「氣多郡當御免相下作之御帳」（上坂文書）。出石領三十六カ村分、石高及び貢租率両者を含む。

②宝暦七年（一七五七）「六郡村高並御曲尺附」（出石神社長尾家文書）。氣多郡内出石領四十八カ村分、石高及び貢租率両者を含む。

③明和八年（一七七一）「但州叢書、出石封内明細帳」（出石神社長尾家文書）。氣多郡内出石領四十八カ村分石高及び貢租率を含む。

④文政九年（一八二六）に上石村六郎治が写した「出石御領分六郡高、村数並御曲尺相、但馬国村数、郷庄之覚」（上石糀屋文書）。氣多郡内出石領四十七カ村分、石高及び貢租率両者を含む。

⑤天保八年（一八三七）「天保八西年改、但馬丹後国、氣多郡養父郡美含郡熊野郡竹野郡高附帳」上坂氏永頼（上坂文書）。氣多郡内出石領四十八カ村分石高、石高合計高あり。

これらの資料の整理検討に当つては、

村数が非常に多い上に、所領関係が錯綜し、かつ変動があり、数字のくいちがいも少なくなく、加えて資料が不足しているために、非常な困難があった。ここにできるだけ整理したものをかかげることにするが、資料相互を比較対照していくのが残る部分があるのはやむを得ないものと思う。

前頁に、右氣多郡中出石藩領であつた村の分の石高並貢租率変遷一覽表（表19）を作成しておいた。

貢租率の変遷 『八鹿町史』では、貢租率の江戸時代における変遷について、生野領は漸増し、出石領は停滞的であったとのべている。

生野代官所支配の今瀧寺村（八鹿町）では貢租率が元和年間で三〇%未満、寛永十三年（一六三六）に四〇%を越し、元禄三年（一六九〇）宝永元年（一七〇四）延享三年（一七四六）の三回にわたって上昇し七九%にまで達するといい、これに対し出石藩領高柳村と国木村（八鹿町）の場合貢租率はだいたい五五%（六〇%）で江戸時代前期から幕末まであまり変わらなかつたことがわかるという。『神美村誌』の数字では旧神美村あたりの出石領では貢租率は前期に五〇%台、中期以降は六〇%台とされている。

氣多郡内の村々においては、一体どういう資料がどのような数字をわれわれに示してくれるであろうか。

『国府村誌』によれば、元禄八年（一六九五）における国府地区出石藩領十カ村の貢租率の平均は三一%強、文政九年（一八二六）における同地区九カ村の貢租率の平均は七六%強であつて、天保六年（一八三五）以降は天領となり、明治維新前後にかけて平均して六〇%を僅かに上廻る貢租率であつたとされ、結論として、特殊の例外を除き、国府地区の村々の貢租率は、元禄の初めは三〇%台であったものが、宝暦頃から高

率になつて、文化年間以後は六〇%を上廻つた、とされている。

『国府村誌』が右に文政九年の数字としてあげたものは、資料としては、上石糀屋文書「出石御領分六郡高村数並御曲尺相」によつたとされている。しかしながら、この文書には「文政九年立春に上石糀屋六郎治が芝村吉左衛門所持のものを借用して写し置くものである」と奥書があるから、数字自身は文政九年のものではなく、むしろその数字は宝暦七年の「六郡村高並御曲尺附」（出石神社長尾家文書）とほとんどすべて一致がみられるから、おそらくこれの写しが伝わつたものではあるまいか。そうとすれば、右の『国府村誌』の文政九年という記載は誤つており、文政九年の年次は宝暦七年と修正を要すると思われる。

氣多郡の村々における貢租率の変遷については、出石藩領の村々に關しては、前掲の石高並貢租率変遷一覽表（表19）の中の元禄八年と宝暦七年の分の数字からその傾向をみることができるであろう。

伊府村の貢租率と銀納率

氣多郡内の生野領の村々の貢租率の変遷については、本町史編集にあたりこれを知るための非常に貴重な資料が発見された。ここに伊府村における享保十一年（一七二六）から文化十四年（一八一七）に至る、逐年の貢租高と、その代銀納分と米納分との内訳を調べて書き上げた資料がある。（西田栄喜文書）

伊府村は、旧豊岡領であつて、享保上知により生野代官支配となつた村である。村高は三百五十四石六斗二升と一貫していて増減はない。そこで、村高を一〇〇%として貢租の貢租率%を算出し、又、貢租合計額を一〇〇%としてこれに対する代銀納部分の割合を銀納率%で算出し、伊府村における貢租率、銀納率の変

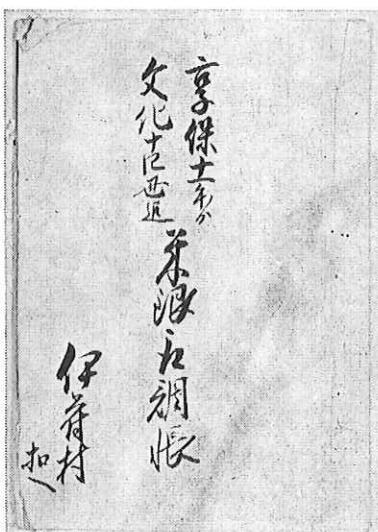


写真131 米銀取調帳（西田栄喜文書）

遷一覧表を作成した（表20）。

これによると、貢租率ははじめ村高の四〇%（四公六民）台であるが、宝暦以降は六〇%（六公四民）に上昇し、それ以後ずっと六〇%で変動がない。

また銀納率は、はじめの中は年により非常な変動がみられ、傾向の把握が困難であるが、宝暦六年（一七五六）以降は銀納率は五〇%，即ち米納分と銀納分とが半分づつ（二分の一銀納）という状態があらわれ、寛政八年（一七九六）以降は銀納率が更に下って、貢租の約三分の一が銀納の状態となり、享和二年（一八〇二）以降は更に銀納率が下って、貢租の約四分の一が銀納になってゆくことが知られるのである。

表20 伊府村における貢租率銀納率変遷一覧表
伊府村 村高三五四石六二〇

年 度	貢 租 率 %	貢 租 合 計	銀 納 分	米 納 分	銀 納 率 %
享保一一 一三 一 四八	四四 四七 一七〇、〇四〇	一五五、石五〇八 一六六、一四七 一七〇、〇四〇	八八、石八五一 五三、六四七 一一二、五〇〇	六六、石六五七 三三 四五六	四六 五七 三三 四五六

第三部 近世

宝曆	寛延	延享	寛保	元文	二一	一一一									
二一	三二	一四	三二	一三	二一	五四	三二	一〇	九八	七六	五四	四	四	四	四
六六	五五	五五	五五	五五	四五	四五	四五	四五	四五	四五	四五	四五	四五	四五	四五
一〇	九九	七六	六六	四五	四五	五六	五八	八八							
二二	二二	二二	一九	一九	一九	一五	一五	一六	一五	一七	一七	一七	一七	一七	一七
六四	九八	〇九	七七	三三	七七	五八	五八	六三	五九	〇七	〇七	〇七	〇七	〇七	〇七
七九	九一	七〇	〇一	〇二	〇九	〇五	〇九	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇
七二	一九	一九	一四	六三	八二	二八	二二	四四							
四〇	一七八	九九	四一	九七	九〇	四〇	〇四	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇
一一	一五	一五	一四	一四	一三	一五	一八	一八	一八	一七	一九	一九	一九	一九	一九
二三	八三	五六	四四	一一	三三	五〇	五一	四一	四五	五八	一九	二一	二五	二九	二九
二九	九九	一七	五〇	六〇	七〇	九〇	五九	五九	五五	〇〇	〇〇	〇〇	一〇	七八	五五
七二	一九	一九	一九	一四	六六	二八	二二	一〇	四四	四四	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇
四〇	一七八	九九	四一	九七	九〇	四〇	〇四	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇
五五	五五	五五	五七	三六	六三	七一	七七	七四	四四	八八	九〇	九二	七八	五八	二八
四六	六六	六六	一四	一四	一六	三三	一七	一七	一四	一八	一九	一九	一九	一九	一九
五〇	〇〇	〇〇	〇〇	五〇	五〇	五〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇
〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇
七七	七七	七七	七七	七六	八六	五五	五五	四五	四五	四五	四五	六七	五八	三五	三五
五四	三三	五五	三三	二二	一七	四一	三三	六三	八六	六六	四四	五五	四四	五五	三三

第十章 檢地の実施と貢租の誅求

年 度	安 永		明 和		貢 租 率 %														
	三	二	一	八	七	六	五	四	三	二	一	〇	九	八	七	六	五	四	三
六	六	五	六	六	六	五	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六
〇	〇	八	〇	〇	〇	九	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二
一	一	、	七	、	二	、	一	〇	八	、	七	、	七	、	七	、	七	、	七
石																			
五	三	三	二	六	六	三	九	〇	九	九	九	九	九	八	八	八	八	八	八
〇	四	三	三	一	一	〇	二	〇	七	七	七	七	六	八	八	八	八	八	八
九	九	六	三	五	五	四	九	二	二	二	二	九	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
六	二	五	五	四	九	二	二	二	二	二	二	九	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
一	一	一	一	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
銀	納	分																	
九	九	六	一	四	九	五	〇	四	七	四	七	〇	三	七	八	七	〇	八	〇
石																			
五	三	三	二	一	一	八	四	〇	九	四	四	九	九	八	八	八	三	八	八
〇	四	三	三	一	一	〇	二	〇	七	七	七	七	六	八	八	八	三	二	八
九	六	三	五	五	四	九	二	二	二	二	二	九	〇	〇	〇	〇	〇	五	六
六	二	五	五	四	九	二	二	二	二	二	二	九	〇	〇	〇	〇	〇	五	五
一	一	一	一	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
米	納	分																	
〇	〇	〇	三	〇	二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
〇	〇	〇	五	五	五	八	三	〇	三	〇	七	四	〇	九	〇	七	九	七	一
〇	〇	〇	五	五	五	〇	〇	五	五	〇	〇	〇	〇	〇	〇	五	〇	五	〇
〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
銀	納	率 %																	
五	五	五	三	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	五	五	四
三	三	一	八	九	二	五	六	三	五	三	九	一	七	九	〇	九	一	〇	六
二	二	一	八	九	二	五	六	三	五	三	九	一	七	九	〇	九	一	〇	六
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一

寛政

天明

一 ○ 九 八 七 六 五 四 三 二 一 八 七 六 五 四 三 二 一 九 八 七 六 五 四

六
○ ○

三 三 二 二 二 二 三
一、一、三、三、四、四、四、四、四、四、四、三、三、三、三、一、一、一、一、一、一、一、一、
八、八、七、七、三、三、二、二、二、二、二、○、九、八、八、八、八、七、七、七、五、五、五、五
二、八、○、八、八、八、八、六、六、○、五、四、四、三、五、九、○、五、九、八、五、七、七、五、○、○
七、四、九、九、二、二、五、五、五、五、三、七、九、○、五、九、九、八、五、七、七、八、八、五、九、九

七、八、七、九、九、九、九、九、○、九、九、九、九、○、○、○、○、○、○、九、○、○、○、○、○
六、一、二、六、五、九、二、六、一、三、三、九、四、七、五、五、九、七、六、九、九、一、八、七、
八、八、四、七、八、九、二、二、二、二、二、○、九、八、三、八、八、二、二、二、五、五、○、○
七、四、九、九、二、二、五、五、四、五、五、三、七、九、○、五、九、九、八、五、七、七、八、八、五、九、九

一、一
三、三、四、一、一、一、三、一、二、三、二、一、二、三、一、二、○、○、○、○、○、一、○、○、一、○、
五、○、一、七、八、四、二、八、三、一、一、五、○、六、八、八、四、四、五、二、二、○、三、四、
○、○、三、○、五、四、○、○、○、○、○、○、○、○、○、○、○、○、○、○、五、○、○、五、五、五、○、○、五、○
○、○、○、○、○、○、○、○、一、○、○、○、○、○、○、○、○、○、○、○、○、○、○、○、○、○、○、○

三 三 三 四 四 四 四 四 四 四 四 四 四 四 四 五 五 五 五 五 五 五 五 五
六 八 四 五 四 六 三 五 七 三 三 六 四 六 九 九 一 一 五 三 二 八 一 一

第十章 檢地の実施と貢租の説求

文化 享和														年 度				
														貢 租 率 %				
一	一	三	二	一	〇	九	八	七	六	五	四	三	二	一	三	二	一	一
五	五	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六
九	九	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二
〇	〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
七	八	一	、	一	、	一	〇	〇	二	二	二	二	二	二	一	一	一	一
五	五	二	一	〇	〇	九	九	四	一	一	一	一	〇	〇	九	九	八	八
〇	〇	六	九	四	八	三	六	四	八	六	六	六	五	五	六	六	四	二
八	七	二	八	九	〇	七	七	五	二	二	二	二	九	二	二	九	〇	七
五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	七	〇	七	〇	七	〇	六
三	四	、	三	、	五	、	三	、	五	、	三	、	四	、	七	、	一	、
〇	〇	二	六	〇	五	九	九	四	八	一	一	一	一	〇	九	九	八	八
八	七	二	八	九	〇	七	七	五	二	二	二	二	二	二	九	九	〇	七
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	四	八	一	一	一	一	一
四	四	八	、	五	八	、	七	、	八	、	九	、	九	二	、	一	、	一
五	五	〇	五	〇	五	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二
六	六	五	六	五	五	二	五	二	五	二	五	二	三	三	三	三	三	二
三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	二
以上																		

右之通取調候処相違無御座候
文政四、己年九月

生野御役所

但州氣多郡伊府村

百姓代 利右衛門

年寄 彦左衛門

庄屋 彦右衛門

」

年貢割付状と年貢皆済目録

（領収書に当る）が発行されて村役人に証拠として渡された。これらの年貢割付免状と年貢皆済目録とは村々で重要書類として保管されたものであるが、気多郡内のある村においては、意外に資料が散逸していく、残っている例が少ない。

貢租の徴収にあたっては、毎年領主より村毎に、納付すべき年貢の割当免状（徴税令書に当る）が渡され、これにより年貢が完納されると年貢皆済目録

（領収書に当る）が発行されて村役人に証拠として渡された。これらの年貢割付免状と年貢皆済目録とは村々で重要書類として保管されたものであるが、気多郡内のある村においては、意外に資料が散逸していく、残っている例が少ない。

ここでは僅かな資料の中から、代表的な例として、椒村の元禄九年（一六九六）及び元禄十年（一六九七）の年貢割付状と、羽尻村の寛保二年（一七四二）の年貢皆済目録を選んで、全文を写真と共にのせておく。

椒村の例は元禄期のもので、比較的内容が簡単であるが、寛保期の羽尻村の皆済目録には、貢租の種類として御伝馬宿入用、六尺給米、御蔵前入用などの小物成が加えられており、この目録は、江戸中期における生野代官所領の貢租内容の典型例ということができる。

〔元禄九年（一六九六）年貢割付状、椒村〕

「但州氣多郡樹村子御成ヶ割付之覚（御成ヶ＝御取箇）」

一、高百三拾六石五斗三升

御繩辻

此取、百武拾石七斗三升三合

高八ツ八分四厘三毛

内、拾武石七升三合 大豆納

外

銀六拾九匁武分

小物成

米武石九斗五升武合

小物成

右之通、当御成ヶ、相究上ハ、庄屋年寄惣百姓并出作之者迄、
不レ残立合、無ニ高下一、致ニ免割、來ル極月十五日以前、急度
可ニ皆済ニ者也。

元禄九年（一六九六）子十一月

秋山七郎左衛門 印

右之村 庄屋

年寄

惣百姓

〔竹野町、富森一雄文書〕



写真132 元禄9年 樹村年貢割付之覚(竹野町 富森一雄文書)

〔元禄十年（一六九七）年貢割付状、椒村〕

〔定丑歲免相之事

氣多郡 椒村

一、高百三拾六石五斗三升

此取米、百武拾武石八斗七升七合 九ツ

内、百拾石五斗九升 米

拾武石武斗八升七合 大豆

外、九石武斗壹升五合 夫米

一、米、壹石九斗武升三合 山役

一、米、三升六合 茶役

一、米、九斗九升三合 荏畑年貢

一、銀、拾壹匁武分 糜藁代

右之通相定上八、庄屋惣百姓立合、無_ニ甲乙、令_ニ割符_一、極月十五日以前、急度可_レ致_ニ皆濟_一者也
元禄十年丑 霜月十五日

大米 小右衛門 印

加藤 角右衛門 印

加舍 市兵衛 印



貢皆済目録（中島新作文書）

太田 次郎太夫	印
佐治 安之進	印
庄屋	
惣百姓	
〔竹野町、富森一雄文書〕	
〔寛保二年（一七四二）年貢皆済目録、羽尻村〕	
「但馬国氣多郡羽尻村、酉年御取箇皆済状之事」	
一、米、三拾石武斗八合	本途見取
一、大豆三石三斗五升六合	同拾分一大豆
一、米、四斗	小物成
一、上銀五拾匁九分三厘	同断
此丁銀七拾匁六分武厘	
御伝馬宿入用	
六尺給	
御藏前入用	
口米	
大田	
佐治	
庄屋	
惣百姓	
小物成	
印	

〔寛保二年（一七四二）年貢皆済目録、羽尻村〕

〔但馬国氣多郡羽尻村、酉年御取箇皆済状之事〕

一、米、三拾石武斗八合

一、大豆三石三斗五升六合

同拾分一大豆

一、米、四斗

小物成

此丁銀七拾匁六分武厘

御伝馬宿入用

六尺給

御藏前入用

口米

大田

佐治

庄屋

惣百姓

小物成

印

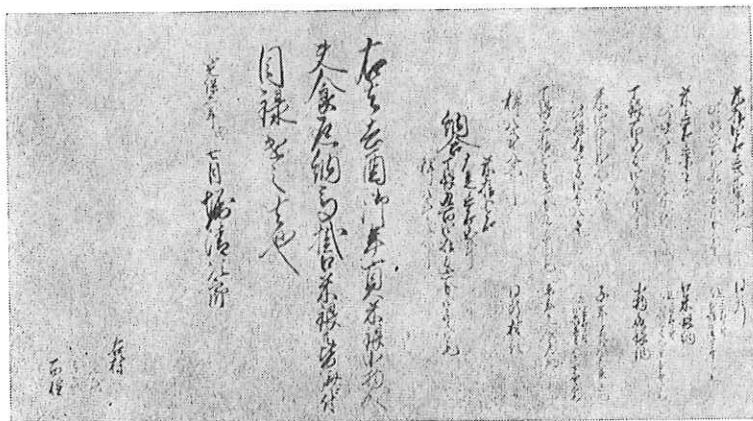


写真133 宽保2年 羽尻村年

一、米、四斗武升五勺	子年虫附夫食返納
一、丁銀三拾七匁六分九厘四毛	未年夫食返納
一、稗、八斗八升	
米 三拾武石五斗八升壹合五勺	
大豆 三石三斗五升六合	
丁銀 百四拾三匁壹分三厘四毛	
稗 八斗八升	
此納訣	
米 九石	口御藏納
米 八石	村方買請渡
大豆 壱石九斗	同断
大豆 壱石八斗五升六合	
此銀 六拾八匁九分	
米 拾四石壹斗四升貳合	銀納
此銀 六百貳拾三匁貳分八厘	但壹石二付
但壹石二付	三拾七匁參分貳厘五毛
同断	

第十章 檢地の実施と貢租の誅求

米 壱石壹升九合

四拾四匁七厘三毛
口米銀納

此銀 八拾七匁八分五厘

但壹石ニ付

丁銀 百五匁四分四厘

八拾六匁弐分壹厘四毛

米 四斗弐升五勺

小物成銀納

子年虫附夫食返納

此銀 拾七匁四分八厘

但壹石ニ付

四拾壹匁五分七厘三毛

丁銀 三拾七匁六分九厘四毛 未年夫食返納

稗 八斗八升

同断村預

納合

米 拾七石

大豆壹石五斗

丁銀五百四拾匁六分四厘四毛

稗 八斗八升

右ハ去酉、御年貢米、銀、小物成、夫食返納、高掛口米、銀、共皆済ニ付、目録遣之者也

寛保二年（一七四二）戌七月

堀 清次郎㊞（生野代官堀江清次郎）

右村

庄屋

年寄

百姓

〔羽尻、中島新作文書〕

第三節 複雑な貢租納入方法

所領ごとに異なる貢租納入方法

さきに見た江戸時代における貢租は、どのような方法で御公儀に納入されたのであろうか。それは天領・藩領・旗本領などの所領が異なるに応じて異つており、又、天領においても生野代官所領と久美浜代官所領とでは差異があり、そしてこれらの各種の所領関係においてそれ多様な納入方法をとりながら、しかもそれは歴史的な時の流れに応じて変化している。気多郡の所領関係は、但馬八郡の中で最も入り組んでいたし、それはまさしく但馬全体の縮図の様相を示していたが、以下にわが村々における貢租の納入方法につき、所領関係別に項を分けて検討を加えること

とする。

生野代官所領の場合

生野代官所は、生野銀山という佐渡金山と並ぶ重要性を有する幕府直轄鉱山を支配する中央の出先官厅であり、氣多郡内の所領関係としては阿瀬金銀山もその管轄下にあり、羽尻村を中心にして、十一カ村の古料の村々が江戸初期より存在したわけであるが、年貢の納入は当初はすべて米納の方法がとられていた。この全部米納の方法に変化が生じ、本途物成につき四分の一銀納制が採用されるに至るのが『八鹿町史』によれば享保五年（一七二〇）からであるとされている。

『生野史』によれば納入方法が詳細に記述されているが、銀納制の採用の理由として生野代官所としては大阪へ現物米を輸送する手数や費用もいらざり、不必要な大きな倉庫を建てる費用もはぶき、百姓も運搬の労力費用を省略でき、山間湿地天候不順等による収穫悪条件下における食糧としての現物米の現地村々における維持の効果もあり、これら的事情が銀納制の採用を裏付けたとされている。

殿村の指出明細帳（弘化三年、一八四六）の記事によれば、「古料の村々は古来米納であったが、生野からは非常に遠く離れており、難路で坂越で、極めて難儀の土地柄があるので、昔から段々引続き請願し、度々現状を視察糾明して頂いた結果、近年ではすべて銀納（買受）になつており、貢納すべき銀は、生野の掛屋（かけや）へ納入することとなつてゐる」と、のべられており、同村の文政十三年（一八三〇）の差出明細帳には、「生野の御口蔵へ納める米は、殿村から生野までの道のり十一里の内、五里は百姓が運賃を負担し、五里を超える分六里については、一里につき米一石の運賃として三十文ずつ頂戴する、御年貢米の納入

は、定式銀納の方法によつてゐる」とある。

生野代官所領においては、おそらく宝暦年間までには、本途物成（本年貢）につき全面的な代銀納制が実施されており、これは農民の地位の向上と密接に結びついていたと思われる。
しかしながら、銀納制の採用は、他方において、凶作の年においては米価が暴騰するので、時価計算で徵収されると銀納額が頗る多額に上ることとなり、滞納延納が生じ、収奪窮乏急迫の事態も発生することとなつた。

以下に享保十二年（一七二七）より上知となり豊岡領から生野領へ所領が変つた野村・伊福村・知見村・庄境村の例を資料で示そう。

「御年貢之儀、皆銀納ニ而御座候。御廻米無ニ御座ニ候」。（野村、宝暦十年、一七六〇）

「鄉藏無ニ御座ニ候。先前より皆銀納ニ被ニ仰付」、「御廻米無ニ御座ニ候」。（伊福村、明和九年、一七七二）

「御年貢津出し場、皆銀納ニ而津出場無ニ御座ニ候」。（知見村、安永四年、一七七五）

「御年貢、豊岡町上中下三段平均五匁増、皆銀納ニ而御座候」。（庄境村、弘化三年、一八四六）

右の資料によれば、他国へ廻す米を積出することもなく、自分の村で米は消費されており、宝暦以降の例は物納ではなくてすべて米は代銀納となつており、銀納値段は豊岡町の米相場の上等中等下等の三段の米の相場の平均値に一石につき定額増（例えば銀五匁増）の値段で算出した金額で納入されたことがわかる。

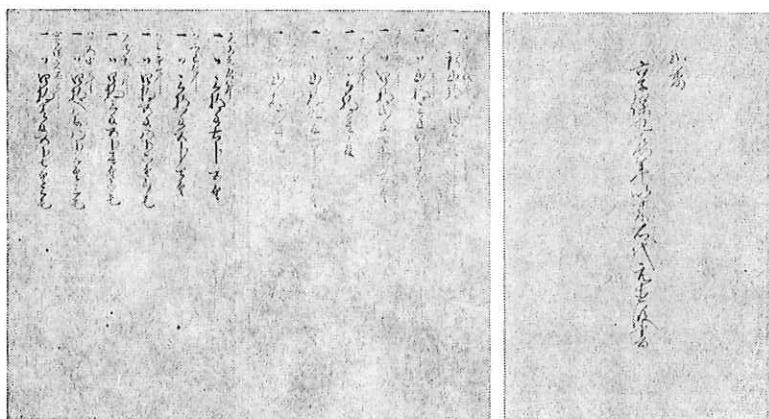


写真134 石代元値段書（垣谷寛五郎文書）

豊岡御藏米値段の変遷資料

次に享保九年（一七二四）より
元治元年（一八六四）に至るまでの

参考資料として、あげておく。この数字は米一石当の石代元値段である。これに所領毎に異なる一定の増銀を加算した金額をもつて計算して代銀納がなされたのである。この定式増銀の率をかかげておく。

これによると、同じ生野代官所領の村々でも、定式増銀率に差等がつけられたことが分る。即ち、近世初頭からの古料村々は一石につき銀二匁五分増で最も有利な増銀率であり、享保上知、明和上知、天保上知の新料村々は一石につき銀五匁増で二倍の増銀率であり、享保上知豊岡新料の中で城崎郡二方郡は銀四匁増で養父郡氣多郡の銀五匁増よりも一匁低率に定められている。古料と新料との間で対立が生じ、或いは上知に反対して旧領のままでとどまりたいと望む新料の村々が現われたとしてもそれは当然のことであった。

農民に対する搾取と貢租の誅求の方式は、いろいろと手が込

んでおり、複雑多様な仕組みが考えられていたのである。

享保九年（一七二四）辰年以來石代元直段書

- 一、石代直段之義、享保九（一七二四）辰年より豊岡町市中十月中壳米相場上中下三段平均を以御元立ニ相成、新古村々定式増銀を加へ上納致來候處、天保十三寅年より左之通り御改法に相成候事
- 一、天保十三（一八四二）寅年より辰年迄三カ年豊岡御藏米相場四割五分安ニ而定式増銀を加へ上納之事
- 一、弘化二（一八四五）巳年より寅年迄十カ年右同断四割三歩安ニ而右同断之事
- 一、安政二（一八五五）卯年より子年迄十カ年右同断四割二歩九厘安右同断之事

石代元直段

生野附古御料 朝来郡、養父郡、氣多郡、出石郡

右村々壳石ニ付銀二匁五分増

豊岡御上知 養父郡、氣多郡

荒川御上知 氣多郡

右村々壳石ニ付銀五匁増

出石御上知 養父郡、氣多郡、美含郡

右村々壳石ニ付銀五匁増

豊岡御上知 城崎郡、二方郡

右村々壳石ニ付銀四匁増」

表21
石代元値段
(采一石当、銀)

延享	寛保	元文	享保
二一三二一五四三二一〇	九八七六五四三二一〇	九	
四〇、四〇、三〇、四〇、四〇、四〇、三〇、二〇、三〇、二〇、三〇、二〇、一〇、二〇、二〇、二〇、	四〇、四〇、三〇、四〇、四〇、四〇、三〇、二〇、三〇、二〇、三〇、二〇、一〇、二〇、二〇、二〇、	二二、二五、勿	
六〇〇一五八五八五七六五三	六〇〇一五八五八五七六五三	三五九二	
明和		宝暦	寛延
四三二一三三一〇	九八七六五四三二一三二一四三		
三〇、三〇、二九、五三、二二、二四、三三、三四、二九、三〇、四〇、二〇、二四、二三、二八、	三〇、三〇、二九、五三、二二、二四、三三、三四、二九、三〇、四〇、二〇、二四、二三、二八、	三六、三五、勿	
五一〇五五一三五五八八九五三二八九六三	五一〇五五一三五五八八九五三二八九六三	二六九	
寛政	天明	安永	
一八七六五四三二一九八七六五四三二一八七六五			
三六、三六、一〇、三〇、四〇、三八、二六、二五、二七、三一、三〇、三一、二五、二二、二六、三一、三五、勿	三六、三六、一〇、三〇、四〇、三八、二六、二五、二七、三一、三〇、三一、二五、二二、二六、三一、三五、勿	三六、勿	
八〇八三五八七八〇四〇四〇八五九四一	八〇八三五八七八〇四〇四〇八五九四一	一一一〇八	
文化	享和		
八七六五四三二一三二一二一〇	九八七六五四三二		
二四、二六、二八〇、三三、二二、二三、二五、二八、三五、三三、三四、三四、四〇、四〇、三三、三七、二九、	二四、二六、二八〇、三三、二二、二三、二五、二八、三五、三三、三四、三四、四〇、四〇、三三、三七、二九、	二五、勿	
七〇九四二八四五六一七一七四七四一六九四	七〇九四二八四五六一七一七四七四一六九四	三八六	

元文五年、生野領氣多郡十五ヶ村貢租銀納願

次に享保上知により生野代官所領となつた旧豊岡領の氣多郡十五ヶ村の村々から、元文五年（一七四〇）に生野代官所に願出た銀納願の全文をかかげておく。その要旨は、米納反対ということで、享保上知以後、私領の当時より三分増の年貢率と定められ反対したが、皆銀納を認めるということであったので、米納になることに比べれば是非もないところをお請けしたところ、元文二年に二割、元文三年に一割と米納させられ、度々訴訟

文政														
八	七	六	五	四	三	二	一	四	三	二	一	〇	九	
二三、勿	四〇二	一九	二九、	五	一九	二八、	五	一九	二九、	二八	二七、	〇二八	三一、	二九五
三四、	四六五	一三、	四六五	二一、	三一	二四、	三一	二四、	三一	二三、	二九七	二八、	八一四	三三、
三四、	四〇九	三四、	四〇六	三三、	七二六	二〇、	〇七二	二〇、	〇七二	二〇、	〇七二	二〇、	〇七二	三〇、
天保														
一	〇	九	八	七	六	五	四	三	二	一	二	一	〇	九
二六、勿	七二	二三、	六八二	三三、	三九二	二九、	二九七	二八、	八一四	二八、	八一四	二九、	二九七	三三、
三二、	五九三	五六、	七五	五六、	七二二	四五、	二五九	四五、	二五九	四五、	二五九	四五、	二五九	三二、
五九三	〇七五	三九、	〇二二	五六、	七八三	四二、	〇二九	五六、	七八三	五六、	七八三	四三、	三二	三八、
弘化														
嘉永														
六	五	四	三	二	一	四	三	二	一	一	一	一	一	一
三八、	〇二五	三六、	〇二五	三〇、										
四五、	八八	四五、	八八	四五、	八八	四五、	八八	四五、	八八	四五、	八八	四五、	八八	〇〇六
五六、	七五	五六、	七五	五六、	七五	五六、	七五	五六、	七五	五六、	七五	五六、	七五	五六、
安政														
元治														
一	三	二	一	一	六	五	四	三	二	一				
八二、	二三四	七一、	九四六	五六、	六八八	五六、	八一	五六、	八一	五六、	八一	四五、	二四五	四三、
														六〇五

〔知見、垣谷寛五郎文書〕

を申し上げたが、少々のことは辛抱せよとのことでこれ又お請けしたが、今度こそ是非其全部銀納にしも
らいたいというのである。

代官所が米納せよとちらつかせ迫ることによって、農民が不利な高率の銀納条件に甘んじて、是非もない
とこれを受け入れざるを得なくさせる心理に追い込んでいった好例である。こういう方法で代官所は恩を着
せながら高率の銀納の条件を農民にのませることが出来たのである。

尚、前頁の石代元値段表の数字でも明らかに如く、享保十四年（一七二九）、十五年（一七三〇）の如き
は米相場が暴落しているし、元文三年（一七三八）、四年（一七三九）、五年（一七四〇）にかけて米価は大
暴騰している。この時期は享保の改革の末期に当り、米価調節のため、幕府が非常に苦しんだ時期でもあつ
たのである。

「乍レ恐奉ニ願上」口上書之覚

但州氣多郡新御料

一、当組合村々之儀ハ旧年豊岡御領分御上知、平岡彦兵衛様御代官所（生野）ニ被レ為ニ仰附ニ候初年、御檢
見ニ付御検見様御越被レ遊候処、私領御取箇拾年平均之上、三分御増免ヲ以定免ニ御請可仕旨被ニ仰附ニ候。
然共、元來御私領之節、高免ニ而難儀仕候処、其上三分御増免と申義、迷惑之段、連而御訴訟申上、勿論當
村々之義ハ惡地故、米証惡敷、夏ヲ越がたく候ニ付、御私領之節ハ、鄉藏納所払ニ罷成、納方之難儀モ無ニ
御座ニ候処、万一米納ニ而モ被ニ仰付ニ候而ハ、弥以、相続可申様無ニ御座ニ候。歎ケ敷、此段モ御訴訟申上
候得共、御増免之義ハ、御料一統之義ニ候間、何分御用捨難レ被レ成、皆銀納之儀ハ、願之通り被ニ仰付ニ候

間、拾力年御定免御請仕候様ニと、再三御吟味ニ御座候ニ付、無_ニ是非_ニ、御受仕、依レ之、御初年より皆銀納ニ被_ニ仰付_ニ候。然ル処、銀山御藏入米納之義、去々午年（元文三年、一七三八）十分一被_ニ仰付_ニ、去年（元文四年、一七三九）ハ凡式歩通之米納仕、被_ニ仰付_ニ候。依レ之、先達而度々御訴訟申上候得共、過分之米納ハ被_ニ仰付_ニ間敷候間、少々之義ハ、先御藏入可_レ仕旨、被_ニ仰渡_ニ付、再応願上候義も恐多、御請仕候。併、当村之義ハ、豊岡領之節、御検地人、地面詰候所、右ニ申上候通之御定免ニ付、拾力年之間、漸々相凌、潰百姓も出来、至極困窮仕候。尤、御定免之儀ハ、年季明御検見取ニ被_ニ仰附_ニ候得共、右御高免之痛ニ而、百姓ノ一つき可_レ申様無_ニ御座_ニ、第一御上知之節より皆銀納仕来、不_レ致_レ馴、米納之儀故、何分申聞候而モ、村々百姓不_ニ得心_ニ、おのずから取立埒明不_レ申、庄屋共迷惑仕候。左ニ而モ、御上納兼々延引仕候而ハ、右願ニ事寄_ニ、難渋ニ可_レ為_ニ思召_ニ恐入、成丈庄屋年寄相勵キ、片付申様ニ仕候間、内々ニ而ハ至極及_ニ迷惑_ニ申候。午（元文三年）未（元文四年）両年無_ニ是非_ニ御請仕候得共、右之通之義ニ候間、当年より百姓共相心得候間、取納之障りニモ可_ニ罷成_ニ、迷惑仕候。右之段々被_ニ為_ニ聞_ニ召訛_ニ被_ニ下候ハバ、難_レ有可_レ奉_ニ存候。以上。

元文五年（一七四〇）申六月

氣多郡十五カ村

〔知見、垣谷寛五郎文書〕



写真135 生野代官所領村々貢租減免願（中島新作家文書）

文化六年（一八〇九）、生野代官所領村々の貢租減免願

羽尻の中島新作家文書に、文化六年の生野代官所領の朝来・養父・出石・氣多四郡村々が歎願

した貢租減免願の口上書の写がある。非常に興味深い内容を含んでいるが、長文であるので、内容の一部を分りやすく簡単に紹介すれば、次のようなことが分る。

「但馬における生野領の村々の米納の割当賦課については、享保宝曆の頃までは、十分の一は大豆納で、

これを差引いた残る米納分の中、六割ほどを米の現物納に、四割余りほどを石代銀納に賦課されて来たが、明和の頃からいつとなく米の現物納の割合が増し、石代銀納の割合が減少して一割余が銀納で残りは米納を命ぜられた年もある。そこで百姓が難渋したが、更に寛政五年（一七九三）には生野銀山の人別の吟味があり、千三百七十人銀山人足が減ったとされ、その人別米として一人当一石で千三百八十石という余剰米は他国へ販売する御廻米とする様命ぜられた。しかしだいえ銀納の割合が減少してきているので、この分は全部石代銀納にする様再び歎願し、結局右の米の中、四百石は将来生野銀山の人別が増加した場合の用意として生野御藏詰として貯わえ、三百石は一旦右の御藏へ納入した上で銀納の割増値段で銀山町へ売払い、残りは古料の村々の定式銀納値段に、一石当二匁増の値段で但馬の古料の村々に銀納を命ぜられたことがある。

この時も、農民の負担としては従来より増加したわけであるが、全部米の現物納というのに比べれば、まだましだということであった。

明和以来非常に米納の割合が増加し、明和五年（一七六八）以来は次第におびただしい損地が出来、川欠川成などが増えたので、本来ならば年貢の割付高は減少すべきものであるのに、一向に軽減されない。寛政元年（一七八九）や寛政七年（一七九五）は多くの損地が出来たのに、御検見取の村々ではかえってそれ以前の年よりも増徴となつたし、寛政八年（一七九六）から寛政十一年（一七九九）までの間は格別貢租率が高く、御定免の村も、御検見取の村も、共に甚だ難渋困窮し、それよりだんだん潰れ百姓も出来てゐる。とにかく、損地がおびただしく増しているのに村高が一向にもとのままなので、年貢が非常に高率で困る。

文化五年（一八〇八）には、損地減米に加うるに、虫附不作で、そのため本年貢は減らしてもらつたが、銀山御手当米は本年貢の増減に無関係ということなので、定式通りに割賦を課せられたのでいろいろ歎願をしたが、このように、次第に米納が増加し、困窮難渋がはげしくなると、人気も不穏となる。

又、生野銀山も、開山してから数百年にもなり、次第に奥深く掘る様になり、湧水なども強くなり、採掘費用も増加の傾向にあり、山師御手当米も一生懸命に納入しようと努力しようと思うが、もはやこれ以上米納を命ぜられても、潰れる村方が多く出来てくるので、山師御手当米は、但馬産の米に限らねばならぬ筋合でもないとと思うので他国の米を購入して頂きたい。既に稻垣藤四郎代官（天明八年～寛政十二年）の在職當時、播州の神西郡、多可郡の支配高一万石余の中から米を買付けられた例もある。

生野御藏詰米は文化五年（一八〇八）には九千五百石余の内二千石余を神西郡、多可郡両郡の御年貢米より納め、但馬の村々よりは七千五百石納めることにきめられたが、今後も平年の生野御藏詰米は但馬の分は七千五百石におきめ下さる様歎願する。

但州村々は、いざれも山中の陰地で谷間の村方で、よその国と違つて至つて寒冷強く、雪や霜なども格別早く降り積り、村によつては夏土用の時節がくる直前まで山奥の谷々には雪や氷があるという程の場所故、稻作、麦作、そのほかの諸作物なども出来は悪く、まれに成長がよいよう見受けても、実が入る最中に、思いもかけぬ冷氣や長雨があつたりして、無難な年というものはなく、生野御藏納米につき村々に割当賦課される石高を納めることが出来る程の収穫は揃わず、やむなく出石領や、土田小出領、大藪小出領などの但馬国内の御私領の村の米を買取り、生野の御藏へ納入する様な次第である。

一体當但馬国は、米穀が不自由で、年々他国米を買入れており、特に、生野銀山附の村々即ち生野代官所領の村々は、多分の米納をせねばならぬので、一段と百姓の食料としての米は不足し、困窮難儀至極である。どの村も米納の割合を減らして下さる様にと百姓一同がしきりに申立て、人気も不穏の様子である。此の上漬れ百姓が出てこない様にしてほしい」とのべている。

天明、寛政期においては、農民の都市への逃亡の続出、貧農の広汎な増加、農民層の分解の激化、商品経済の発達と農民一揆の頻発が全国的にみられ、これが松平定信による寛政の改革の時代的背景となつてゐる。寛政の改革は、徹底した苛酷な儉約、緊縮、風俗取締政策であり、検見と貢租取立、備荒貯蓄などの強化、農民逃散弾圧の政策であった。右の口上書の内容はこの時代をよく反映している。

久美浜代官所領の貢租納入方法

氣多郡内の村々で、はじめて久美浜代官支配に属するに至った村は、旧豊岡領で享保上知生野代官支配となつたのち、宝曆十年（一七六〇）から久美浜代官支配に代つた村々であり、栗山西組・篠垣西組・佐田・知見・森山・野・庄境・上郷西組・藤井・久田谷・十戸・稻葉・三原・久斗西組の十四カ村である。又、仙石騒動の結果、天保上知により久美浜代官所領に属した村々は、海老原・竹貫・上佐野・夏栗・大岡寺・椒・頃垣・山宮・柄本・太田・名色・万場・栗栖野・東河内・山田・万劫・水口などの村々であった。

久美浜代官所領の村々における貢租の納入方法については『熊野郡誌』に詳しいが、それによれば、但馬はすべて銀納であつて、丹後は田租（本物物成）の十分の七は米納で、その他が銀納と定められていた。右米納の分については、凶作に際しては請願により米納の分の内、幾分かを銀納に変更されたこともあり、これを石代といった。物納で納入される米は御城米といい、江戸又は大阪に海路輸送した。銀納の分については、その納入額の三分の二を、丁銀又は豆板銀で納めさせる規定があつた。銀納は三期に分け、納期はその時々に代官所より廻状をもつて通達し、これにより村々の庄屋は百姓から納銀を徴収して掛屋へ納め、預り切符を受取り、これを代官所へ差出し納税の手続を終えたという。掛屋は金庫の役をし、もっぱら公金を取扱い、久美浜に二人の掛屋が置かれ丹後と但馬を分担した。公金は納期毎に大阪に輸送され、大阪にもまた代官所所属の掛屋があつて、地方から輸送する公金を大阪の金蔵に納付する事務を取扱つたという。久美浜代官所領における前記のような貢租納入方法は、いつ頃から行われて、どのような変遷を経たのかは、必ずしも明らかにされていない。今後の研究にまたねばならない。

次に、久美浜領十四ヶ村の貢租納入方法報告書（明和八年）と、久美浜領村々石代変遷一覧表（享保二年（万延元年））とを掲げておく。

旧豊岡領で享保上知の氣多郡の村々は、生野代官平岡彦兵衛により年貢高を引上げられた上、皆銀納が続いていること、石代元直段の算定方式も所領ごとにいろいろ相違があつたことがわかる。

享保上知豊岡新料、久美浜領十四ヶ村、年貢納入方法報告書、明和八年（一七七一）

「氣多郡内十四ヶ村
組合・上郷西組・上

石西組・藤井・八代・久田谷・庄境・野・篠垣西組・知見・森山・十戸・稻葉・三原・久斗西組

奉^ニ差上^ニ口上書

一、享保廿（一七三五）卯年、御年貢、豊岡町上米直段に四匁増を以、上納被^ニ仰付^ニ候処、城崎郡五十ヶ村は再応願仕、上中下平均直段に四匁増被^ニ仰付^ニ候。氣多郡養父郡は如何様之義に而願不^レ仕候哉、御尋被^ニ遊候。御私領上知之節平岡彦兵衛様（生野代官）御吟味に而、御廻米に可^レ仕旨被^ニ仰付^ニ候処、豊岡領之節は米証不^レ定、年々其所に而御払に罷成來候段申上候処、過分之増米を以皆銀納被^ニ仰付^ニ候。其後元文元（一七三六）辰年、小林孫四郎様生野御代官に相成候処、元生野附村々御直段に而御取立被^ニ仰付^ニ、寛保元（一七四一）酉年、堀江清治郎様（生野代官）御支配之節豊岡町上中下米直段平均に五匁増銀を以、定石代に被^ニ仰付^ニ、皆銀納に而上納仕来、罷在候処、小野左太夫様（生野代官）御支配之節御願申上、御免狀に皆銀納と申名目御書入被^ニ下置^ニ候に付、前々より皆銀納仕来候段相違無^ニ御座^ニ候。

以上

明和八年卯十月（一七七一）

但馬国氣多郡惣代

久田谷村庄屋 義兵衛

十戸村 同断 治郎兵衛

久美浜御役所

覺

一、享保十一（一七二六）午年迄 六拾年来 豊岡御領分

一、同 十二（一七二七）未年 平岡彦兵衛様御支配

豊岡平均湯嶋出張御陣屋御直段三拾四匁三分相成り御支配請申候。

右之通相違無御座、書附差上申候。

以上

明和八年（一七七一）卯十月

久田谷村庄屋 儀兵衛 印

久美浜御役所

〔知見 垣谷寛五郎文書〕

「丹後國御料所村々石代之事」

一、御年貢三分一石代御直段之義天保之度高橋平作様御入国御改革ニ而丹後國宮津町御藏米峯山町御藏米右御兩所相場ニ同國久美浜村散田米取立直段と右三カ所平均之上二割二步五厘安を以、御上納仕候趣ニ相聞、為ニ心得ニ認め置候。尤享保年中より石代御直段左之通（単位、一石当、銀、匁）

表22 久美浜領村々石代変遷一覽表（単位、石当、銀、匁）

享保									
七六五四三二一〇九八七六五四三二									
一一一二一									
五	三	二	二	三	三	三	四	四	三
三	〇	七	七	三	六	三	七	七	〇
三	二	五	五	一	一	三	四	二	三
寛延									
延享									
寛保									
元文									
二	一	四	三	二	一	五	四	三	二
一	九	八	七	六	五	四	三	二	一
〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
明和									
宝曆									
一	一	一	〇	九	八	七	六	五	四
二	一	三	一	〇	九	八	七	六	五
三	一	〇	九	八	七	六	五	四	三
四	一	〇	九	八	七	六	五	四	三
五	一	〇	九	八	七	六	五	四	三
六	一	〇	九	八	七	六	五	四	三
七	一	〇	九	八	七	六	五	四	三
八	一	〇	九	八	七	六	五	四	三
九	一	〇	九	八	七	六	五	四	三
五	一	〇	九	八	七	六	五	四	三
安永									
九	八	七	六	五	四	三	二	一	〇
八	七	六	五	四	三	二	一	〇	九
七	六	五	四	三	二	一	〇	九	八
五	四	三	二	一	〇	九	八	七	六
四	三	二	一	〇	九	八	七	六	五
三	二	一	〇	九	八	七	六	五	四
二	一	〇	九	八	七	六	五	四	三
一	〇	九	八	七	六	五	四	三	二
〇	九	八	七	六	五	四	三	二	一
九	八	七	六	五	四	三	二	一	〇
八	七	六	五	四	三	二	一	〇	九
七	六	五	四	三	二	一	〇	九	八
五	四	三	二	一	〇	九	八	七	六
四	三	二	一	〇	九	八	七	六	五
三	二	一	〇	九	八	七	六	五	四
二	一	〇	九	八	七	六	五	四	三
一	〇	九	八	七	六	五	四	三	二
〇	九	八	七	六	五	四	三	二	一

			寬政		天明
	一一一				
	二一〇	九八七六五四三二一	八七六五四三二一		
六四	五五	六五六一	五五五八	四五	
二二	五〇	六一〇一	五九四四	九三	
五五	六一	五九〇一	五一〇一	五六	四五
一二	七一	六二六一〇〇	六八六八一	九一	三〇八
三四	九二	六三九〇二八	六六八一	九三	二八二
三三	九七	六七五九	六八三	六四	
九九	九二	六八六七五	九八九	三三	
<hr/>					
			文政		享和
	一一一				
	三二一	四三二一〇	九八七六五四三二一		
三六	三四	四五四五	四五五	四五	
七七	三五	五六八〇	四二六四	六七	五五
一六	二五	五九一	五三二五	九六	四五
一一	四一	五九二	五六三、	七〇	六八
二一	四六	六三九	八八〇	六〇	二三
六七	七五	五四三九三一	三九九六	六六	四四
<hr/>					
			天保		
	一一一				
	一〇	九八七六五四三二一	二一〇	九八七六五四	
四七	五六	六七五五	四五五	四五	
二五	六三	六二五一	五四九	五六	三八、
六六	七五	五二五七	四五七	四四	四二、
〇五	五二	七七八一	四九八	七六	四九
三二	九九	八二九四	八五四	八四二	三三五
八六	一九	八六四八	二七四	二四二	七九八
<hr/>					
			万延		安政
			嘉永		弘化
	一一一				
	一六	五四三二一六五四三二一	四三二一	四三二	
二一	三八	八七八五	六六六一	六一、	五一、
二二	五五	五〇五一	六九六九	六八、	五五、
〇四	六八	八五八四	六二九五	六三、	九八八
三五	五二	八五六六	七三四一九〇	六四、	六〇六
八八	八九	七七八〇	三三三一六七	六五、	

〔知見、垣谷寛五郎文書〕

出石藩領の貢租納入方法

出石藩の所領における貢租の納入方法はどのようなものであったのだろうか。出石領においては、米納の村と銀納の村がいろいろとその村毎の条件に応じて

入り交つて存在していたようと思われる。米の生産量の少ない村、円山川水運の便利が悪く山間僻地で陸上運送の困難な村、などは銀納の率が高く、米納が大幅に免除されていたようである。

次に、出石藩領の村々における村明細帳の中から拾い出してみよう。

海老原村「御年貢米之義、毎年銀納仕候。御米出し申義、無御座候」。（宝永三年、一七〇六）

椒村「御年貢米儀、他所へ少も出し不申、毎年御直段を以、銀子上納仕候」。（宝永三年、一七〇六）
これらは僻地であり、米の生産量も少ない村があるので米納はなくすべて銀納である。

比垣（頃垣）村「御年貢米之義、江原村川岸式里陸道持出し、舟ニ而出石御藏ニ納申候。此舟道四里。米
払底之所ニ而、壹歩五厘方位米納、八分五厘方位銀納奉_ニ差上_ニ來り申候」。（宝永三年、一七〇六）

柄本村「御年貢米、大豆、之義、江原川迄、式里半之場持出し、江原より船ニ而、出石御藏江上申候。此
船道四里程、舟賃百姓出し申候。他国廻り米ハ、伏村御藏迄出し申候」。（宝永三年、一七〇六）

浅倉村「御城米運賃、被レ下不レ申候。御城米、所払ニ御座候。運賃、駄賃出し不レ申候」。（元禄九年、一
六九六）「御年貢米之儀、岩中村川岸ヘ七丁、出石ヘ陸道三里、船道四里半、運賃、米。伏村陸道式里、舟
道式里、運賃、米。右ハ百姓より運賃出し來り候」（宝永三年、一七〇六）

右の浅倉村の資料では、元禄九年のものは運賃は百姓持であるが、「所払」ということで、村内で換銀す

るので運賃も駄賃も出すことがない、といい、宝永三年のものは、陸道も舟道も、いずれも運賃は百姓が負担するといつてある。年により、銀納と米納とがいりまじって現われている。

松岡村「御年貢米之儀、当村川岸江出し、出石陸道武里半、船道四里。伏村御藏江陸道四里半、船道三里半、右之分百姓より運賃出し申候」。（宝永三年、一七〇六）

伏村には出石藩の米蔵があった。伏村は円山川と出石川の分岐点にあり、河川交通の要衝であつて、他国廻りの米の積出し、塩の交易、その他、舟運による物資の取引が行なわれている。

この伏村におかれた出石藩の米蔵について次のような資料があるのでせておく。又、江原村にも西の下谷の出石領分の年貢米の蔵があつたが、その資料ものせておく。

「一、古御蔵、長拾二間、横二間、元文元年（一七三六）丙辰三月建。

一、新御蔵、長拾三間、横四間、明和五年（一七六八）戊子七月、鉢山御蔵引継足建。

一、御番所」

（出石封内明細帳、伏村の部、明和八年、一七七二）

「一、西の下米蔵、長四間、横三間、庄屋三郎兵衛屋敷内」

（出石封内明細帳、江原村の部、明和八年、一七七一）

旗本杉原領の貢租納入方法

旗本杉原領の貢租納入方法については、その支配下の村々において、村役人が責任をもつて年貢米を徴収し、これを換銀した上で江戸御用銀として納入



写真136 借用申銀子の事(吉谷勉文書)

したのであるが、年貢米が不足する年には在郷商人から借銀をしてこれを調達することもあった。又、御用銀の輸送手続は掛屋に依頼していた。

宝暦四年（一七五四）の資料として、猪爪村・谷村・小河江村・安良川（荒川）村、の四カ村の庄屋が連名で、江原油屋茂右衛門から銀一貫五百目を借用した証文が残っているが、この借用銀は、江戸用銀として借り入れたもので、利息は二割、翌年の秋の年貢米徴収の際元利を返済する旨約定している。

又、宝暦五年（一七五五）の資料として、岐阜屋七兵衛が猪爪庄村屋吉谷治兵衛にあてた銀五百四十七匁五分七厘の受領証がある。右の中、銀五百目は御用銀で、四十七匁五分七厘は綿の御年貢銀であるが、右の証文の中にはこれを江戸御屋敷へ相違なく届ける旨の記載がある。

又、第九章第三節にのせておいた「杉原領荒川陣屋引払の件、通達」（宝暦五年、一七五五）の中では、年貢の取立の件は、一村毎に取立をなし、これを年番の庄屋二名のもとへ納入し、これを七人の庄屋が立会つて米屋へ売却し、買手から手形を取つて江戸表へ京都岐阜屋七兵衛を通じて差出すこととされている。

杉原領（猪爪、谷、小河江）江戸用銀借用証（宝暦四年、一七五四）

「借用申銀子之事
合、銀、壱貫五百目也

右は江戸用銀借用慥ニ請取申所実正也。
然ル上は武割之利足をくわへ、來亥之秋、藏米ヲ以、元利無レ滯、急度返済可レ申候。為ニ後日一、借用手
形、仍而如ノ件。

宝曆四年（一七五四）戌十二月

門間茂左衛門印

猪爪村庄屋 治兵衛印

谷村庄屋 弥右衛門印

小河江村庄屋 武兵衛印

安良川村 利右衛門印

江原油屋 義右衛門殿

〔猪爪、吉谷勉文書〕

